

The Wheat Reportの会計学研究における意義

Significance of the Wheat Reports in Accounting Research

竹 森 一 正*

Kazumasa TAKEMORI

ABSTRACT

わが国の会計学の著作物および実務界では、アメリカで言われる generally accepted accounting principlesを「一般に公正妥当と認められた会計原則」と解説することが多い。しかし、generallyまたは「一般に」とは何かという検証はかつて行われていない。更に「公正妥当と認められた」ことは誰によって認められたのか不明である。

アメリカでは generally accepted accounting principles に準拠して会計実務を行うことは常識化している。この文言と前述の邦文の記述は一致しない。米語では general は社会組織や社会制度において最高を示すために使用するものであり、一般や普通の意味では使わない。財務会計基準審議会（以下、FASB）を始めとして会計に関係する機関においては general はすべて最高の意味で用いており、せいぜい普遍的や全体的である。一般人の感想に類するものは一切ない。この日米間の違いは 国際的信用問題にもなりかねないものである。GAAP と FASB は書籍文献上で一対として表現されることが多いので一方の FASB に着眼してその設立過程と、SEC と AICPA が取組んできた財務情報開示について検討した。

FASB と SEC=AICPA をむすびつけるのは、元 SEC コミッショナー（以下、委員とする）Francis M. Wheat である。SEC 内のホィート報告書の委員長である。注意すべきなのは、Wheat が SEC 委員であった時のホィート報告書と、退官後に AICPA から発表したホィート報告書との2つがあることである。わが国においてホィート報告書とされているのは後者であるが、前者のホィート報告書も重要である。SEC 委員当時のホィート報告書から後者のホィート報告書（AICPA）が導かれたことはわが国では知られていない。後者のホィート報告書から FASB が設立され、その運営を補佐する財務会計財団と財務会計基準諮問委員会も発足した。

* 中部大学名誉教授－会計学

Chubu University, Professor Emeritus – Accounting

このような過程を経てFASBが設立されたことはわが国ではほとんど知られていない。また、わが国ではAICPAによる公表物を誤訳によって理解していた経過が固定化しているためにFASBの真意も不十分にしか理解されていないこともある。主要な部分についての誤訳を検証する必要がある。

1. 会計学研究における一課題

(1) generally acceptedの翻訳問題

わが国の経済界は、戦後経済体制の実施に伴う大幅な改革を経て現在に至っている。その中でも証券取引制度には特に大きな変化があった。その進展過程での詳細を許容すれば、証券民主化は証券取引法と企業会計原則という新しい法制概念によって開始された。

1945（昭和20）年をわが国の新しい起点とすれば来る2015年は70周年を迎えることになり、創設当初の混乱の中で緻密な検討を省かれていたことがらについて検証をすることも課題となるであろう。その一つとして誤訳問題を提案したい。わが国の会計学研究は欧米文献や資料を解釈し国内へ紹介するという形式をとることが多い。この研究方法論をとる場合、研究の第1段階は英和・独和・仏和等の翻訳のプロセスを経る。このプロセスは、翻訳が正確に行われることが前提であるから、誤訳があると、内容の理解も伝達も不正確となり、原著者の意図とはかけ離れるという危惧がある。そのうちの一つにgenerally acceptedがある。これを「一般に公正妥当と認められた」と訳すか「最高としてのものとして認めた」と訳すかでは大きく異なってくる。現在、監査報告書およびすべての会計学教科書では、「一般に公正妥当と認められた会計原則」と記述している。公認会計士制度は戦後の経済秩序の中で大きな役割を果たしたが、監査報告書の冒頭の文言が「generally accepted accounting principles」の訳であるとすれば国際的な信用問題も招きかねない⁽¹⁾し、公認会計士の社会責任をあいまいにしかねない表現となる。また、会計学の初学者がこの文言で教育されれば、崇高な使命感を育てながらの学習や、社会貢献の一翼としての会計職業の意義を教育されることなく、社会貢献への意欲を大きく損ねる。会計学の学習も単なる技術方法論の習得で終わらせることになる。

わが国で初めてこの点を公式の場で指摘したのは日本会計研究学会第72回大会における佐藤倫正（愛知学院大学教授）であり、戦後体制再検討の輝かしい第一歩として評価される⁽²⁾。

(2) 米証券取引規制におけるSECとAICPA

アメリカにおいて株式投資に関係する2大機関は、米証券取引委員会（United

States Securities Exchange Commission, 以下SEC)とアメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants, 以下AICPA)であり、相互に協力および連携を図っている。SECが証券取引に関する行政機能を司り、その一環として強制力ある財務報告開示のためのガイダンスを示し、AICPAが財務報告の監査を行うことによって開示情報の品質保証を担当した。かつては、監査対象である企業との間で生じた解釈の相違による混乱を避けるために協会内に会計原則審議会(Accounting Principles Board, 以下APB)を設置して会計研究公報(Accounting Research Bulletin)によって会計手続を指導した。

SECは、連邦政府機関としての行政機能、AICPAは公認会計士による監査機能を担当することによって財務報告制度を維持して、厳密な証券取引を規制して投資家を守る協力関係を実現している。この背景の上でAPBを廃止し、両者の協力によって第三機関としてのFASBによって各種会計手続きを提案するようにした。この背景の中でFASBは、SEC=AICPAの共通の問題認識と共有する利害関係の上で1973年に創設された。その発端が1969年のホィート報告書であり、FASBの創設を設計図のように企画提案したのが1972年のホィート報告書である。

2. ホィート報告書(SEC)による情報開示の提案

(1) SECホィート研究会とホィート報告書(SEC)

1967年にSEC内で、委員長Hammer H. Hudge, 同僚委員Hugh F. OwenおよびRichard D. Smithの承認を受けてFrancis M. Wheatが株式を中心とする証券投資のための情報開示の改善のために委員会内のスタッフ⁽³⁾による研究会(この研究グループはthe study groupと称しているが、一人称としてthe Studyを多用している)を立ち上げたことに始まる。この研究会の目的は、1933年の証券法と1934年の証券取引所法が成立施行されても、絶えることのない証券売買に絡む不祥事の根絶のために、両法を再点検して、投資家保護を進めるために米証券取引委員会に対して具体策の提案を行うことであった⁽⁴⁾。

この研究会は、行政改善研究のための内部組織であったため、ごく一部の関係者(作業途中で見解を求められた関連機関⁽⁵⁾およびAICPAトップ層)を除き世に知られることはなかった。この研究結果は、いわゆるホィート報告書(The Wheat Report)として1969年4月にCommerce Clearing Houseから\$ 7.50で出版された。(同報告書の正式書名は*Disclosure to Investors : A Reappraisal of Federal Administrative Policies, under the '33 and '34 Acts*である。後述するAICPA内でのWheat委員長の報告書と区別するために一部の記述にカッコ付きのSECを付している。)

報告書はB5 サイズ、濃緑色のペーパーバックを付けられ、12章の構成、397ページから成る。それぞれの章のタイトルは次のとおりである。

- 第1章 導入、範囲および要約
- 第2章 情報開示政策の再吟味の背景
- 第3章 33年法の目論見書の様式と内容
- 第4章 33年法の目論見書
- 第5章 「フライイング」問題
- 第6章 2次配布と株式仲買人の取引
- 第7章 企業結合
- 第8章 33年法3(b)節の下での小規模提供の除外
- 第9章 34年法報告書の急展開の普及
- 第10章 34年法の登録と報告
- 第11章 株主への年次報告書と付属明細表
- 第12章 34年法の報告要件の管理と実施

(2) 第1章 導入、範囲および要約

この報告書が単なるSEC内部の討議資料に留まらないのは、研究会にアドバイスを寄せた代表的例として支援されているアメリカ法廷協会やアメリカ公認会計士協会等の機関名が挙げられていることである。冒頭に明らかにしているように本報告書は学術的意図が一切なく、行政改善の内部資料であり、本質的に技術メモ（technical memorandum）である。本研究会の賛否いずれの見解も取入れて報告書に採用している。報告書作成については二つの要因が考慮されている。i 研究会は相互に意志を調整していない。ii 検討される規則及び報告様式は未完成品として扱うこと。

報告書の範囲は、米連邦証券法制に限定した財務情報の開示のみである。証券取引不祥事も投資結果も投資経済性も関連外である（傍点筆者）。それ故に細目にわたる投資は扱わない。インサイダー問題も別とする。財務情報の開示のアプローチに関して、

i 連邦証券法制の修正

ii 規制制定過程・方法を、ア．33年法と34年法で必要とされる開示の情報調整の程度を高める、イ．より高い確実性とより高い予測性への要求に答える、ウ．一貫性ある解釈パターンを策定して適切な情報開示を確実に行わせるようにする

iii 当報告書が基本とするSECの規制を通じて情報開示の政策変更を行う。この方法には発展性という特質がある。

（筆者注：いわゆる gaap の解釈に大きく関すると思われる章を、第2章、第9章、第10章に絞り、内容を検討する。第3章～第8章、第11章、第12章を省略する）。

(3) 第2章 情報開示政策の再吟味の背景

第2章では、この時期に情報開示政策を再吟味することは、適切であり、その理由として次のような事情を示している。

- i アメリカにおける株主の急増とそれに伴う投資決定が増大した、
- ii 証券ビジネスからの情報要求が高度化し多くの情報要求を求める傾向になった、
- iii 34年法での報告義務とされた範囲が広がり、また1964年修正法によって付属条項の範囲が広がった、
- iv 技術の発展によって情報利用者がSEC等のファイルからこれまでより迅速にかつ安価に情報源泉から入手できるようになった
- v 現状の情報開示への批判が高まった。

情報開示は、証券法制の分野における国家政策の中心部分であり、その理念から存在する。情報開示は次の2つの配慮から強調される。すなわち、ア．投資事案における連邦政府の固有の機能であり、イ．間接的ではあるが、適切な情報公開によってグレーゾーンの実務を少なくし、企業行動の基準を高めるように仕向ける。

歴史的には、情報開示の分野におけるSECの成果は、新株発行市場において特筆される。新株市場の育成によって、新しい資本が産業に流入する取引は、単なる証券取引ばかりでなく経済への大きな意味を持つインパクトとして見ることができる（傍点同上）。

(4) 第9章 34年報告書の急展開の普及

34年法による報告書の普及方法を改善することが必要であり、そこで規定されている要件を拡大しても実務的に受入れられることではない。報告書の請求費用はその内容の少なさを考えると高額であり、財務担当者の間では相対的に利用頻度が低くなっている。

しかし、1968年秋にSECに導入されたマイクロフィルム・システムは、長年にわたる紙ベースのコピーサービスからの重要な一步であり、60ページに及ぶ資料を1枚のシートに収納し、机上に設置した読取機で通常サイズの資料として見る事ができる。その結果、すべての様式Kの報告書と様式N-1Qによる投資会社の4半期報告書をマイクロフィルムで見ることができるようになった。加えて近日中に、34年法における様式10、株主用年次報告書、中間報告書、付属明細表、上場登録申請書も公開される運びである。

マイクロフィルムは、SECでのマイクロフィルム化作業終了後5日以内に郵送される。価格は、60ページの資料について紙ベースが\$ 5.40（1ページ当たり¢ 9.00）であるのに対して、マイクロフィルム・ベースでは¢ 75.0（1ページ当たり¢ 1.25）と

決定的に安くなった。また、収納にも各段の差が出ている。

資料閲覧の便宜が向上したために、SECおよび証券業界の自己規制組織は、次のステップとしてSECがマイクロフィルム収納しかつ利用可能とした報告書記載の資料情報を株式仲買業界（brokerage community）に十分に活用させる方法に着手すべきである（傍点同上）。

(5) 第10章 34年法の登録と報告

本報告における勧告は相互依存的である。改善された34年法の報告は、継続的な情報開示の源泉をもたらした。これによってかなりの程度で伝統的な33年法の実務の下でもたらされていた特別の、そして、せいぜい偶発的な情報開示のための受入可能な代替案として実施することができた。限られた数の仲買人に報告会社の証券を私的に購入するのを許し、より多くの株式発行者に様式S-7が広く使えるようにし、報告会社の証券のための効果が無くなった目論見書の公示要件を削除し、すべてが34年法による報告の本質的改善を予見していた。

本研究は34年法の主要な報告様式を考察した。その様式への改定の勧告は第10章の付録に示されている。本研究会は次の4項の普遍原則の上に成立っており、付録X-1は本研究会の提案を検討する際に役立つであろう。

- i 報告書公表はできるかぎり早いこと。ただし、仕事として当たっている報告書作成の人々に無用の負荷を課さないこと、
- ii 報告書及び登録申請書は、投資家およびそのアドバイザーに最大の効用を持つ情報を提供するように設計すること、
- iii 既に経過年において情報開示されている事柄を新たに収納を繰返すよう指示している要件は削除すること、
- iv 報告書および登録申請書の様式は、マイクロフィルムおよびその他の最新のデータ処理技術上でも相互利用できること。

様式10は、株式発行者が34年法の下で文書作成する最初の文書であり、改善を要し、また研究会はこのために多くの提案を行っている。SECへの年次報告である様式10-Kは、様式10によって年ごとの資料の最新化をするために変換できること。

証券アナリスト、会計担当者、企業の役員および主要な株式取引所の代表者は研究会に10-Kは現在規定されているより早くSEC提出するべきであるとアドバイスした。ニューヨーク株式取引所およびアメリカ株式取引所に上場している会社の98%およびアメリカ株式取引所は、1967年の株主への年次報告書を90日以内で公表している。研究会は株主への報告書にある財務諸表と10-K準拠とでは大きな違いはないことを理解している。現在の要件からの変更を容易にするために研究会は90日間で財務諸表を作成するよう勧告する。

SECの現行の報告要件は、自己規制機関の時期を適切に行う情報公開をオウム返し答申するものではない。SECは政策を後押しするものであり、励ますものである。結論として到達したものは、規則的な四半期報告書現行の不定期な8-K報告書より有用であるということである。

大衆に所有された企業は、内容が豊富な四半期財務情報を発表している。ニューヨーク株式取引所およびアメリカ株式取引所は全上場会社の財務情報の公表を望んでいる。本研究会も慎重に取引所の見解を吟味している。あまねく明らかなことは（そして両取引所の代表者が承知していることだが）、かれらは極端に知識不足で情報力に欠けている状態から変わったことである。

研究会は、財務担当執行役員協会およびアメリカ企業秘書協会の特別委員会のメンバーを同席させて、AICPAの大きな協力を受けて全米の大小規模の会計事務所を代表する公認会計士と要約四半期財務諸表報告を実施することの可否に関する会議を持った。この報告形態は実施可能であり、情報開示の有益な進歩となるとの総括見解を得た。

研究会は、様式8-Kおよび9-Kを10-Qとして指定された新しい様式に換えることを提案する。この様式による届け出は各四半期決算の日から45日以内とした（大規模の合併および資産処分が報告が文書による協約によって実行されて10日以内である場合を除く）。この第Ⅰ部は現行の8-Kによるものとし、第Ⅱ部は要約比較財務情報を付随するものとする。

（以上より、ホィート報告書はSECが今後実施すべき財務情報開示の提言を担当者の立場より、会計関連機関との意見交換を経て作成されたものであり、一般に認められたものではない。筆者注）

3. ホィート報告書（AICPA）とFASBの創設

（1）AICPAホィート委員会とホィート報告書（AICPA）

1971年にAICPA会長Walter J. Oliphantは上で示したFrancis. M. Wheat（当時SEC退官）に対して、「会計原則の設定を研究し、その実現のための改善と方法を勧告する」委員会の立上げを命じた。この委員会は、ホィート委員会と称され、1973年に「財務会計基準の設立」報告書が公表され、AICPA理事会に受理された。この通称ホィート報告書は、投資家に合理的な判断ができるように会計原則を設定し、財務報告の有用性を高めるためにSECともAICPAとも別の新しい会計原則のための機関が必要であると勧告した^⑥。（「図表1 FASB設立過程年表」参照）

(2) 財務会計財団と財務会計基準諮問委員会によるFASB支援ネットワークの構築

① AICPAの再構成

1972年5月、ホィート報告書の勧告によりAICPA理事会はFASBを設置し、1973年3月に正式発足することを決定した。FASBの発足に備えて財務会計財団(Financial Accounting Foundation, 以下FAF)を設立することとした。またFASBへの諮問を行うために財務会計基準諮問委員会(Financial Accounting Standards Advisory Council, 以下FASAC)を設立することとした。AICPAの一組織であったAPBは業務をFASBに移譲し、1973年6月に終了とした。

② 財務会計財団 (FAF)

理事長は協会長Walter J. Oliphantが兼任し、運営は任期3年の9人の評議員^⑥(Trustee)が行うこととした。議決は原則として3分の2とする。財務会計財団8評議員のうち4名が公認会計士(会計事務所パートナー, うちRalph E. Kentは元会長)であり、2名が財務担当執行役員、1名が投資顧問業者、1名が大学教授である。

FAFの主たる業務はFASBのメンバーを指名することと、FASBの運営資金を立ち上げることである。1971年末までにFASB、FAFおよびFASACの運営資金として確保する資金は、1973年用として最高\$3,175,000～最低\$2,235,000が必要である。アメリカ会計学会、AICPA、財務分析家連盟、財務担当執行役員協会、全米会計人協会の5団体からの寄付を合計\$47,619,000、5団体の個人会員からの寄付を合計\$182,400と予定した。(FAFが資金提供を受けたこれら団体は全米で最高クラスの会計専門機関であり、一般ではない。)

AICPAの会員事務所に対してFASB賛助金徴収も検討課題となる。ニューヨークおよびアメリカン株式取引所その他に上場している企業の上場額面総額に対する一定率の課金も課題となる。

③ 財務会計基準諮問委員会 (FASAC)

FASACの任務は、次の3つである。

i FASBが優先順位を決定する場合や議題を決定する場合に日常的に補佐し、FASBの耳目となって関心をむけるべき問題についての情報を提供すること。

ii FASBが新たな調査活動を行い基準の草稿を作成する場合の特別チーム(APBの小委員会に相当)の立上げを補佐すること。チームの人はFASB議長が当たるが、FASACメンバーは自薦によってこのチームの一員となって行動できること(ただし、FASBはFASACの意向にかかわらず特別チームを立ち上げることができる)。

iii FASBが公表する基準の提案を途中で公表し、またそれに対する自らの見解を表すこと。

理事長はFASB議長(Marshall S. Armstrong—発足時)が兼任し、最大4年の再

任が可能であるが原則任期1年の20人の評議員⁽⁷⁾(Trustee)が行うこととし、就業上の細則を設けないこととした。ただし、FASACの規模はFASBが求める諮問内容に応じて増加することがある。

評議員は実費弁済であるが無給である。評議員は多様な職種から選出するとされるが1職種を総数の4分の1以内とした。

FASACはFASBが実務界および会計専門業界との連携維持を行うための恒久的手段とし、FASBの業務支援を義務とする。会議を行う場合、FASACの評議員は、アメリカ会計学会、アメリカ法曹協会、アメリカ経済学会、AICPA、証券アナリスト協会連合会⁽⁸⁾、財務管理者協会⁽⁸⁾、米国会計人協会、証券業者協会⁽⁸⁾等の機関、株式取引所および適宜、政府部署から助言を得るものとする。

FASACにはSECのメンバーが参画し、SECの意向を伝達する、また討議事項の優先順位決定に助言を行う。

(3) 財務会計基準審議会（FASB）の発足

1973年1月1日にFASB議長と4人のメンバー⁽⁹⁾が指名された⁽¹⁰⁾。1973年3月1日にFASBがコネチカット州スタムフォード（Stamford, Connecticut）において発足した。この日よりFASB委員は有給の常勤職員として勤務することとなった。7月16日に『外貨換算会計』に対する第1回の公開意見募集である「FASB募集：会計規則の解釈、修正または再考のためのニーズに関する見解」が公表された。

FASB発足に至る一連の過程を振り返ると、次に示すように、SECとAICPAとが協力関係にあること、またAICPAは歴代会長を動員する強力な体制で臨んでいたことが明らかとなる。*The Journal of Accountancy*誌の記事に見る限りAICPAは合衆国会計検査院（United States General Accounting Office）とも友好関係にある⁽¹¹⁾。

FASBはこのような歴史を経て世に出た機関であり、当時の最高の会計専門職の集積である。わが国の一部にFASBのメンバー構成に関してアメリカ会計学会とAICPAとの軋轢（アツレキ）を示唆する見解⁽¹²⁾があるが、資料検証の上では証拠は皆無である。むしろSECという行政機関とAICPAという実務団体が業務遂行上のやむにやまれない理由で設立したFASBに学者もメンバーとして招聘されたのが実態であり、学会は後追いの立場である。

FASBの発足は最高に近い根回しと準備によって創設されている。一般に認められたという程度の発足経過ではない。

- i FASBの創設の発端となったのは、Marshall S. Armstrong AICPA会長（当時）がFrancis M. Wheatに委員長を委嘱して発足した委員会により1972年5月に発表されたホィート報告書が発端である。同委員会と同時に発足したトゥルーブラッド委員会は報告書の発表が大幅に遅れ、FASBの開設には関与しなかった。

ii FAF評議員会が7名のFASBメンバーを指名し、そのうち1名を議長に指名する。初代FASB議長は、前AICPA会長Marshall S. Armstrongであり、AICPAとの連携とAPBからの引継ぎの円滑化にも責任を負う体制で臨んだ。メンバーは、4名のCPA、3名はCPAの有資格者でなくてもよいが、財務報告分野で幅広い経験を持つ必要がある。メンバーは年俸\$ 75,000から\$ 100,000の範囲の給与でかつ専任であり、兼職を持ってない。任期は5年であるが、2期目への更新はあり得る。雇用は固定されたものではなく、年間2名以下のメンバーの解職があり得る。原稿執筆、講演等は自由であるが、特定の事務所および企業との関係は認められない。ただし、FAF評議員会が許可した場合を除く。

FASBの人事は次の5パターンによる。

- a. 1期2年
- b. 2期3年
- c. 1期4年
- d. 2期5年
- e. 1期6年

iii FASBの任務は、財務会計と財務報告の基準を設定することである。

iv FASBでの評決は7名中5名の賛成で有効とし、基準を公表する。賛否両論の全討議内容および投票内容に関する議事録は公開される。(筆者注：FASBの公表物は、ここで示されるようにメンバー間の高度の知的研鑽を経て公表されたものであり、一般に認められたのではない。)

v FASBはあらゆる方法を用いて、会計専門職および実務界に情報提供する。通牒、公聴会、特定グループによる議論の議事録等、公聴会配布資料、大小会議議事録、レジュメ、FASBに送られた論文類も公開する。

vi APBは解散される。ただし、APBとAICPA監査手続委員会は密接な関係で運営されてきたので、FASBもこの経緯を尊重して同委員会とは緊密な協力関係を続ける。APBとAICPA監査手続委員会が関与していた監査ガイド (audit guides) は、FASBの協力の下で監査ガイド委員会 (audit guide committees) が相応の責任をとって継続する。財務会計基準はAICPAにもFASBにも相乗りのメリットがある。

vii FASBメンバーの7人体制が多様な見解および背景の下で過少または過多とされた場合、FAFの審査を受けてその裁定の下で増減することができる。

viii FAF評議員会は、FASBメンバーが個人的投資その他の個人的行為から利害の葛藤が生じないようにするための方針を認める。FASBメンバーには、個人利害と公共利害をめぐる葛藤は現実にあってはならない。また隠蔽もしてはならない。

ix FASBはあらゆる方法によって会計専門職および実務界に情報提供する。通

牒、公聴会、特定グループによる議論の議事録等、公聴会配布資料、公聴会後に開催されることがある関係者特別部会（executive session）の議事録、大小会議議事録、レジュメ、送られてきた論文類を公開する。

x FASBは、基準が実際に使用されて解釈が異なるために生じた食違いや意思疎通を妨げる箇所が発見された場合、APBがおこなってきた実績にならい、適宜、基準の解釈を公表する。その文案はFASBのスタッフが作成するが、必要があれば問題となったことがらに詳しい人々をチームに加えて助言求めることもある。

FASBが公表する以前にAICPAのスタッフが基準の解説という名目でメンバーに個人的アドバイスを行うことは妨げない。しかし、FASBが公的解釈を公表した後は、すべての個人的解釈はこれに従うこととする。

（以上より、FASBはホィット委員会の提言を受けてAICPAの方針として設立されたいわゆるgaapのための最高機関であり、一般に認められたものではない。筆者注）

4. エピローグ：わが国におけるGAAP¹³⁾認識の経過

戦後の会計研究の検証は、誤訳の整理と訂正を行い、正訳の提示によって清算することを提言する。受験英語への使用を目的とした英和辞典によって培われた和製英語を根本的に見直し、アメリカ文化を基礎とした英語能力を体得しつつ後進を育成することが求められる。generallyとauthorityはその先駆けを形成する上で大きな役割を果たす。

(1) APB第4号の背景および目的

以上よりFASBは特に株式取引を主とする米証券市場の向上のために設立されたのであり、連邦行政当局にあった担当者と米公認会計士関連機関の成果である。FASBが独立した組織体とは言ってもAICPA会員である公認会計士の便宜向上が優先されていることは変わらない。

FASBの存在意義は、generally accepted accounting principles¹⁴⁾のために各種提言を行うことにあるので、このgaapに関してわが国においてどのような理解が行われていたかについて検討する。gaapに関する議論として特徴的なのは、1970年に発表されたAPB第4号ステートメント「企業の財務諸表の基礎をなす基本概念および会計原則」(*Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*)に関する検討の状況である。

中島省吾は「アメリカ合衆国の会計制度の特色」と題する論文において、「米国公認会計士協会では一般的に会計原則と考えられているにものがある何かを検討せねばならな

い」と第4号の成立経過について述べず（中島，1972，pp76-80），江村稔は「APB ステイトメント第4号の考察」と題する論文において「ステイトメント第4号が明らかにした「一般に認められた会計原則」なるものが（中略）何とも見通しを立てることは不可能である」とアメリカでの実情とは別の見解を示している（江村，1971，p.101）¹⁵。

ここでは，当時のわが国学界には，APB第4号がSECの内部資料としてのホィート報告書発表から1年後に公表されたものであり，SECとAICPAとが財務情報の開示に関して共同歩調をとっていたという経緯がまったく入っていなかったという点を明らかにしている。

飯野利夫は，月刊誌の特集「日米の会計原則を比較検討する」において「会計原則審議会の教訓—会計原則をめぐる諸問題—」の論文を寄せ，「会計原則といえば，日本では固有名詞としての「企業会計原則」を想うかべるが，それでなければ，形容詞のつかない，いわば裸の会計原則でなくて，「一般に公正妥当と認められた」という形容詞のついた会計原則である。・・・公報（Accounting Research Bulletin）に掲載されたものだけが，「一般に」認められたものと考えられるべきでなくて，それ以外にも「一般に認められた」ものが存在すると考えることができる。」と述べ（飯野，1970，pp.14-16），APBの意図に優れた観察を示している。

ただし，飯野がgenerally acceptedを「一般に認められた」として記述したことは心外でもあり意外でもある。飯野が和製の英和辞書のみを使用し，ウェブスター辞典を参照せず，また在米の会計学者に問合せもしていなかったことになるからである。米語ではgeneralは最高を示す表現に使用されるのが常であり，「一般」の意味はかなり低順位の扱いである¹⁶。AICPAがSECとの緊密な連携関係の中で公表した公報であるから，一般であるはずはなく，アメリカ人が読む場合は「最高」しかない。また，飯野は「認められた」をごく自然に記述しており，何を意味するかが不明のまま放置している。1965年のARS第7号における詳細な定義を参照していなかったことになる。公認会計士が会計不祥事に関与しているという疑惑を避けるためにAICPAが必死に監査のためのガイドライン作成に取り組んでいた情報は入っていなかったことになる。

飯野が優れた観察を示しているのは，あえてGAAPの表現を避けgaapとは別のものとしての「一般に公正妥当と認められた」会計原則を認識していることである。gaapには和製の産物である「公正妥当」の意味はないからである。

（2）APB第4号における general と authority の真意

新井清光は，APB第4号に関する「APBの新会計原則について」と題した論文において「GAAPとは，一定の時代における「同意」によって一般に受け入れられる

ようになったものであり、「慣習的」なものであるとし、それは「一般的承認」と「実質的に権威のある支持」といった概念に基づく」と述べている（新井，1971，p104）。ここでは本来，gaapでしかないものをわざわざGAAPと大文字表記している。大文字表記で固有名詞の錯覚を生じかねない問題となる文章である。また、「一般に受け入れられる」としていることは新井がgeneralを一般と訳したことになる。Paul Gradyは5年前に発表したARS第7号において，generally（最高として，筆者注）を次のように明確に定義しており（Grady，1965，p.51），他国からこれ以外の解釈が行われても有効性はない。なお，以下の定義はAICPAの責任において発表されたものであり，一般に認められたものではない。

「最高として」の文言を付する意図は，被監査会社が背景に現実の確固たる根拠がある会計実務*を使用している場合に，これを公認会計士の責任において認める権限を与えようとするものである。この公認会計士の受託証券取引所法以来，責任は1934年の報告書の標準様式に関する用語法意見書において定められている。ただし，その会計実務がごく少数の事例である場合は，確固たる根拠なしとすることは自明である。そうでない場合，結論は根拠ありとなる。この公認会計士の受託責任に必要な判断および知識は1947年初版発行の『最高として認められた監査基準（Generally Accepted Auditing Standards）』で扱われており，その後，無修正で1954年に再発行されている。要所抜粋は次のとおりである。

「最高として認められた会計原則」（“generally accepted accounting principles”）の文言を付加する場合には，その実務の適用事例がごく少数であったとしても規範として受入れることができるという知識が必要であり，また，同様に独立した公認会計士としての判断能力も求められる。（※の箇所は下記原文のアンダーライン部^{79）}）

この箇所は同号発表以来，50年余りにわたってわが国会計学研究者の難題となっていた部分であり，以下にその原文を示す。

the addition of the word *generally* was intended to add something to the responsibility of CPAs for determining that accounting practices in use by a client really have a substantial authority back of them. This responsibility has been inherent in the wording used in the opinion paragraph of the standard forms of reports since 1934. It is obvious that the mere existence of a practice in one or a few instances does not automatically constitute substantial authoritative support; it may well demonstrate the reverse conclusion. The judgment and knowledge required in meeting this responsibility was dealt with in "Generally Accepted Auditing Standards" first issued in 1947, and reissued with no

change in substance in 1954, as follows:

The determination of whether "generally accepted accounting principles" have been adhered to requires the exercise of judgment on the part of the independent certified public accountant, as well as knowledge as to what principles have found general acceptance even though certain of these in manner of application may have received only limited usage.

従って、ある懸案事項が完全な自己流の会計手続きで行われている場合、行った手続きを原則に取り入れようとする広義の原則が実質的に規範として認める会計原則であれば、「最高として認めた会計原則」への準拠を妥協的に認めることを否定するわけではない。

Thus, while one concern may follow an accounting procedure distinctly peculiar to itself, this in no way disqualifies it from being accorded a recognition of following "gaap," if the broad principles which that procedure seeks to implement is, in fact, a generally accepted one.

(3) Paul Gradyによる authority の重視

これに先立って principles も次のように定義されていることに注意すべきである (Grady, 1965, p.49)。

practices と principles を同義として交互に使用することは、AICPA 委員会と財務担当者協会 (Financial Executives Institute) の上級団体であるアメリカ予算経理担当者協会 (Controllers Institute of America) 委員会との間の意見交換会および用語選定会の結論として作成された監査報告書の標準様式の中で最終的に可とされた。会計事務所9社が提出した共同質問第6項へのコメントによって、協会長書簡に付けられていたメモに記載されていたある会計期間における「会計原則または会計実務とされるもの (accepted accounting principles or practices)」とは、5つの基本原則 (general principles) であり、その他の「背景に現実の確固たる根拠がある会計実務」でもあることが了解された。同書簡は、後日、理事会、次いで総会で承認された。

The words "practices" and "principles" were used interchangeably through the correspondence and the wording finally selected in the standard form of opinion resulted from conferences between the Institute committee and a committee of the Controllers Institute of America, predecessor to the Financial Executives Institute. The comments of the nine firms regarding question six make it clear that

"accepted accounting principles or practices" at that time were understood to be the five general principles enumerated in the letter adopted by Council and by the membership of the Institute, and *other accounting practices which have substantial authority back of them.*

(質問第6項は「AICPAの意見書における以上のシステムが認められた会計実務に準拠しているか否か、またいかなる観点からも報告書の継続的な適用を意図するか。」Grady, 1965, para.47 筆者注)

ARS第7号においてもAPB第4号においても、会計原則が一般に認められたものであることはまったく言及されていない。むしろAICPAによって発表された一連のステートメントや公報は、AICPAが傘下の公認会計士に対して被監査会社という実務の現場においてそこで行われている現実に対応するかを念頭において最高の見解や実務指針を示したものである。一般に認められたのではない。

注1

「一般に」公正「妥当」と(国民全般によって)「認められた」会計原則に従って監査した開示をどのように信用すればよいであろうか。なぜならば、「オリンピック事件は明るみに出るほうが間違いだった」ことは妥当であるからこそ歴代の社長が継承し、この理不尽さを明るみに出した社長はその行為が妥当でなかったために解任されて当然だったという解釈ができる。「大王製紙の会社資金が経営者によるギャンブル遊興のために流用されたことは明るみに出したほうがおかしい」ということは妥当だったからこそ続いたと言える。「妥当」という文言があれば、刑事および民事の裁判の過程で弁護士が減刑にも債務見積りの減額にも利用できるという天地逆転の論理が成立つ。

GAAP (generally accepted accounting principles) の誤訳を放置していたために監査および経営者のコンプライアンスに過度の安心感や気の緩みを生じさせたとはいえないであろうか。この誤訳が生じた理由は、手本にしていたアメリカ証券制度の各種文書をアメリカ実地で検証することなく単純に翻訳して使用する輸入文化体制によるものだった。アメリカ証券制度の担当者達が度重なる不正に対して制度改正によって防止しようと試みた苦い歴史を理解しなかったことを示している。

アメリカにおける会計学は証券制度の懸命の努力の中で最大の規制のツールとして力を発揮できたからこそ、発展を見たのであり、その背景と各種報告書に結実するまでのプロセスを尊敬し、体験を共有してこそ研究が許されるのではないであろうか。財務会計基準審議会(FASB)が所与として存在する感覚には再考の余地がある。

generallyは「一般に」ではない。日常語で使われる場合の意味として「一般」の訳語もありうるという程度である。社会組織・社会制度において用いられる general

は、最高という意味である（『英語語源辞典』研究社、1998年）。アメリカの学会および官庁における用語（特にSEC）であるから「最高の」という意味はあっても「一般に」という訳語はあらゆる観点からない。

また accepted が誰によって認められたのかを考えねばならない。アメリカでは政府機関のHPでさえも God bless you などと常套句として神を念頭におく社会環境があることを考えねばならない。合衆国大統領の就任に際してキリスト教の聖書に左手を置き宣誓する歴代大統領の姿が好例である。公正妥当などと、日本流の玉石混交で動いている現実を肯定するようなことは決してありえない。故に、神の下で認めたというならともかく、日本の感覚で、「一般人によって認められた」という表現は正確でない。

この訳語を提案した本人とその周囲の人々、公金によってアメリカに長期留学した先生方には、努力してほしいものである。

誤訳に関連して追加する。

fair は公正と訳語を付けられているが、公正を示す意味は米語にはない。『メリアム・ウェブスター辞典』（米語）によれば、商業のために特定の時間・場所で売手と買手が集まること（a gathering of buyers and sellers at a particular place and time for trade）である（*Merriam-Webster's Collegiate Dictionary*, p.449）。妥当またはバランスある、とても訳す方がよい。せいぜい市価である。50年前のウェブスター辞典にも同じ記述があり、FASB の定義も偶然ながら同一である。意味の最後の方に not dark があり、これを明るい、すなわち、公正と解釈を延長することもできるが、これは頭髮の状態を示す用語である。頭髮を意味する訳語を会計学の用語とできるだろうか。

Oxford Dictionary（イギリス英語）では、fair の意味を free from bias, injustice or dishonest としており、公正としても間違いではない。しかし、イギリス英語をアメリカ会計学に持ち込むのは問題がある。

注2

佐藤倫正「会計が促す新資本主義—資金会計のイノベーション—」p.8、第72回日本会計研究学会・中部セッション配布資料、2013年（平成25年）9月6日。

注3

ホィート・スタディ・グループは、中途での離退者を含めて次のメンバーより成る（*Disclosure to Investors, Letter of Transmittal*）。

Francis. M. Wheat, Chairman

Richard M. Phillips

B. Wexler

Beatrice M. Mattison

R. David Mishel
Kenneth L. Marshall
Richard H. Rowe
Edmund P. Shevlin

注4

報告書を通じて Francis M. Wheat が連邦行政官として不正に対する怒りと使命感が昂ぶっている様子が伝わってくる。一方、対抗策を打つことによって十分に対処できるという自信も伺える。すなわち、情報公開をいかに実現させるかという具体的プロセスに自信を持っていることが報告書全体を通しての命題のように浮かび上がってくる。これは Wheat が証券取引、特に株式売買の規制業務になみなみならぬ執念と献身の念を持っていることを示している。他の政府報告書にない強力な意志を放射している報告書である。

問題解決のためのフレームワークをどのように構築し、その解決のためのプロセスを具体的にどのように作成していくかを例示した経営意思決定の優れたケース・スタディでもある。

注5

ホィート報告書作成過程において意見を求めた機関は次のとおりである（原著記述による。*Disclosure to Investors*, p.4）。これだけの機関と意見交換をしていることに注目される。ホィート報告書は決して「一般に認められた」のではなく、証券市場の発展を願望する専門家の立場から認められたものである。

The American Bar Association, Committee on Securities Regulation
(Banking and Business Law Section)

The American Institute of Certified Public Accountants

The American Society of Corporate Secretaries

The American Stock Exchange

The Association of the Bar of the City of New York, Committee on
Securities Regulation

The Financial Analysts Federation

The Financial Executives Institute

The Investment Bankers Association

The North American Securities Administrators

The National Association of Securities Dealers, Inc.

The New York Stock Exchange

注6

ホィート委員会 (Committee on Study on Establishment of Accounting

Principles of AICPA) は、次のメンバーより成る (*The Journal of Accountancy*, May 1972, p.71)。

Francis. M. Wheat, Chairman

John. C. Biegler

Arnold. I. Levine

Wallace. E. Olson

Thomas. C. Pryor

Roger. B. Smith

David. Solomons

E. M. Shevlin

Michel A. Pinto, Administrative Secretary

当初の財務会計財団は、次のメンバーである (役職名は原書による。 *The Journal of Accountancy*, August 1972, pp.10, 12)。

Walter J. Oliphant, (Institute president)

Ralph E. Kent (past Institute president)

John C. Biegler, CPA

Ivan Bull, CPA

Samuel A. Derieux, CPA

James D. Edwards, the University of Georgia

W. H. Franklin, Caterpillar Tractor Co.,

Thomas A. Murphy, General Motors Corporation

Thomas C. Pryor, Financial Analyst of White Weld & Co.,

財団の最大の目的である資金提供は1971年末までの合計額が\$ 85,514となった。
拠出に協賛したのは、次の機関である。

American Accounting Association

American Institute of Certified Public Accountants

Financial Analysts Federation

Financial Executives Institute

National Association of Accountants

注7

1974年9月30日までの任期でFASAC委員は次の23名が指名された (ibid.)。

George R. Catlett

Donald C. Cook

Sidney Davidson

Philip L. Defliese

Frank Forester
Charles C. Hornbostel
Herman J. Kocour
Harold Q. Laugenderfer
John J. Lordan
Robert Malin
Robert K. Mautz
Charles T. McGarraugh
Robert A. Morgan
Ellsworth H. Morse, Jr.
James J. Needham
C. Reed Parker
Felix G. Rohatyn
Stanley J. Scott
Alphonse A. Sommer
E. Palmer Tang
Francis M. Wheat
John A. Willis
Charles T. Zlatkovich

これだけの高位の公認会計士、大企業の経営者、学会の重鎮クラスの大学教授等からの諮問を経て、全米の会計関連の最高権威者による検討を通じた結果として世に問うている基準であって、アメリカ会計実務界および会計学界における最高の知見の結果である。一般に認められたのではない。上記委員による諮問の結果としてFASBの起案へと至るのであるから、公正妥当と認められたのではなく、会計実務および学会のトップ層が提示した最高レベルという理解以外にはありえない。

FASACが助言を得たのは次の8団体である。(表記は原著による、OFFICIAL RELEASES, *The Journal of Accountancy*, May 1972 p.68.)

American Accounting Association
American Bar Association
American Economic Association
American Institute of CPAs
Financial Analysts Federation
National Association of Accountants
Security Industry Association

これらの団体は、一般ではない。むしろ最高の知見を有する機関である。

注8

訳語はWeblio英和・和英辞典による。

注9

Member は高橋治彦（1989）に従ってメンバーとした。chairman は山田昭広（1994）に従って議長とした。

注10

FASBの第1陣のメンバーは次の4名が指名された（役職名表記は原著による。*The Journal of Accountancy*, February 1973, p.3）。

Donald J. Kirk

John W. Queenan (past Institute president)

Walter P. Shuetze

Robert T. Sprouse

第2陣のメンバーは次の2名が指名され、議長を含めて計7名となった（*The Journal of Accountancy*, April 1973, p.12）。

Arthur L. Litke

Robert F. Myers

注11

合衆国会計検査院総裁（United States Comptroller General）Elmar S. Staatsと講演者Reginald H. Jonesは、FAFの募金促進ディナーの席で同席している写真が紹介されている。（news report "Unity is vital for Financial Accounting Standards Board," *The Journal of Accountancy*, May 1973, p.10）

注12

高橋治彦は、AICPAの支配権という観点から次のような感想を示している。これが事実とすると大変な観察であるので、筆者はこの事実を確認するために、*The Journal of Accountancy*（月刊誌）と*The Wall Street Journal*（日刊誌）を1969年1月から1973年12月の5年間について調査したが、確証を得ることはできなかった。

当初においては、FASBの7名のメンバーのうち4名は公認会計士であることが必要とされた。この規定は会計基準の設定に関して、それまで35年にもわたって支配的な役割を演じてきたAICPAがその支配権を手放すことに対する懸念を反映したものであったかもしれない。（下線部筆者追記、高橋治彦（1989）『THE FASB：財務会計基準審議会—その政治的メカニズム—』同文館，p77。）

注13

GAAPは本来ありえない表記であるが、これが通用している事情を考える。

新井は前掲論文において「一般に認められた会計原則」（Generally Accepted Accounting Principles: 以下GAAP）と述べている。しかし、GradyがARS第7号

の第3章のタイトルを Meaning of Generally Accepted Accounting Principles と表記していたのをそのまま記述し、その略称として GAAP とした可能性がある。英文ではタイトルの単語のそれぞれは最初の文字を大文字とすることがルールとなっている。Grady は文中では generally accepted accounting principles としており、固有名詞ではないことをはっきりとさせている。したがって小文字で連続する文言の略称が GAAP となることはありえない。

ARB 第4号の第6章のタイトルは GENERALLY ACCEPTED ACCOUNTING PRINCIPLES となっており、この最初の文字だけを取上げれば GAAP となる。第4号のタイトルの記述も誤解を導く一因であろう。

注14

AICPA. Accounting Research Bulletin No.4 の第138パラグラフでは次のように示されている (AICPA, 1970, paragraph 138, p.54)。

Generally accepted accounting principles therefore is a technical term in financial accounting. Generally accepted accounting principles・・・ (以下略)

1965年と1966年に関する限り『会計』および『企業会計』にARS第7号に関する記述はない。この情報不足が5年後の混乱の背景となる。

注15

FASB は特に株式取引を主とする米証券市場の向上のために設立されたのであり、その背景には連邦行政担当者と米公認会計士関連機関による努力と関連団体からの助力があったことは念頭に置く必要がある。FASB が独立した組織体とは言っても AICPA 会員である公認会計士の業務の便宜向上が優先されていることは自然なことである。この事情を勘案すれば、わが国において理論体系的に整っていないとか、概念定義の不備が目立つことを理由に存在意義にまで言及することは、不要であった。

注16

general は日米辞書において次のように記載されている。

コンサイス英和辞典 (三省堂, 2007) ①一般的な、普通の、②全体の、全体にかかわる；総括する、③漠然とした、(病気などの) 全身性の

Merriam-Webster's Collegiate Dictionary

general¹

1: involving, applicable to, or affecting the whole

2: involving, relating, or applicable to member of a class, kind, or group

3: not confined by specialization or careful limitation

4: belonging to the common nature of a group of like individuals:

GENERIC

general²

- 1: something that involves or is applicable to the whole
- 2: SUPERIOR GENERAL
- 3: the general public
- 4a: general officer
- 4b: a commissioned officer in the army, air force or marine corps

注17

新井はこの英語部分を「実質的に権威のある支持を受けている原則」と記述している（新井同上，p.102）。また，武田は原著者の意図を無視して，個別・具体概念と媒介概念を設定して次のように述べている（武田，1971，p.342）。武田の誤訳はコンサイス英和辞典に代表される和製の英和辞典に頼り，authorityを権威とした思い込みにある。これでは原著者の意図はまったく理解されない。

「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」という概念は，無限の広がりをもつ概念であるから，これと個別・具体的概念とを関連づけるために，媒介概念を必要とするものと考ええる。・・・（中略）・・・媒介概念として「有力な権威ある支持を有するもの」という概念を挿入することによって何が有力な権威ある支持を有するものであるかどうかを論じることが可能となる。

典型的な誤訳例として，川口順一によるARS第7号第137パラグラフの注解38の次の翻訳がある（川口，1973，p.64）。

・・・証券取引委員会は，会計原則連続通牒第4号において，財務諸表が「実質的な権威ある支持のない会計原則に基づいて作成されているときには，かかる財務諸表は誤解を招き易く，不正確であると見なされるであろう・・・」ことを明示している。・・・特別委員会は，一般に認められた会計原則を「実質的な権威ある支持を有する」会計原則であると定義している。

この文章（原文英字部分）は，AICPAが会員の公認会計士に読ませて監査に支障を来さぬように作成したのであるから，すぐに意味が通じる内容のはずである。しかし，邦訳はまったく意味不明の文章になってしまっている。アメリカの風土の中で権威に基づいて行動をするということはまったくありえない。authorityには次のような「権威」でない意味がある。

Merriam-Webster's Collegiate Dictionary（同上書）はauthorityを次のように記述している。

- 1a(1): a citation used in defense or support (2): the source from which the citation is drawn b(1): a conclusive statement or set of statements
- (2): a decision taken as a precedent (3): TESTIMONY c: an individual cited

or appealed to as an expert 2a: power to influence or command thought, opinion, or behavior b: freedom granted by one in authority: RIGHT 3a: persons in command: GOVERNMENT b: governmental agency or corporation to administrator a revenue-producing public enterprise 4a: GROUNDS, WARRANT b: convincing force. SYN see INFLUENCE, POWER
いずれの意味であっても、アメリカ英語の authority に「権威」の意味はない。元来、アメリカ建国は自由を求めて命がけで到来した人々が基礎になっている。旧社会（旧ヨーロッパ社会）のような所与の社会条件は一切ないことがアメリカ社会であり、権威を基礎とする考えも行動もありえない。

参考文献

I 辞書等

- American Institute of Certified Public Accountants. 1970. *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Standards of Business Enterprises*, Statement No.4 of Accounting Principles Board, Accounting Principles Board of the American Institute of Certified Public Accountants, New York, NY: American Institute of Certified Public Accountants, Inc.,
- Merriam-Webster's Collegiate Dictionary*, 11th edition. 2003. Springfield, MA: Merriam-Webster, Inc.,
- The New York Public Library Desk Reference Manual*, second edition. 1989. New York, NY: Prentice Hall General Reference.
- 『研究社英和辞典』（2002）研究社
- 『英語語源辞典』（1998）研究社
- 『英和対訳表現辞典』（1999）中外アソシエーツ

II 単行書

- Epstein, B. J., R. Nach, S. B. Bragg. 2005. *GAAP 2006: Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles*, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, Inc.
- Grady, Paul. 1965. *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Series No.7, American Institute of Certified Public Accountants, New York, NY: American Institute of Certified Public Accountants, Inc.,
- United States Securities Exchange Commission. 1969. *Disclosure to Investors: A Reappraisal of Federal Administrative Policies, under the '33 and '34 Acts*, (The Wheat Report) New York, NY: Commerce Clearing House

III 雑誌論文・学会報告・記事(年代順)

- Luper, Oral L., and Paul Rosenfield. 1971. "The APB Statement on Basic Concepts and Principles," *The Journal of Accountancy*, January 1971
- news report "Conference Recommends Study of Effort to Establish Accounting Principles," *The Journal of Accountancy*, February 1971
- news report "Wheat, Trueblood Head Studies On Financial Reporting," *The Journal of*

- Accountancy*, May 1971
- NEWS REPORT "FASB Adds Two Members; Advisory Council Named," *The Journal of Accountancy*, May 1972
- NEWS REPORT "Statement by the Board of Directors of the AICPA on the Wheat Report on Accounting Principles," *The Journal of Accountancy*, May 1972
- NEWS REPORT "AICPA Adopts Wheat Report on Accounting Standards Board," *The Journal of Accountancy*, June 1972
- PROFESSIONAL "Financial Accounting Foundation Appointees," *The Journal of Accountancy*, August 1972
- OFFICIAL RELEASES "Recommendations of the Study of Accounting Principles," *The Journal of Accountancy*, November 1972
- OFFICIAL RELEASES "Financial Accounting Standards Board Proposed Rules of Procedure," *The Journal of Accountancy*, November 1972
- Oliphant, Walter J. "The Search for Accounting Principles," *Empirical Research in Accounting: Selected Studies*, Supplement to Volume 9 of *The Journal of Accounting Research*, the Institute of Professional Accounting, Graduate School of Business, University of Chicago.
- Hagerman, Robert L., Thomas F. Keller and Russell J. Petersen, 1973. "Accounting Research and Accounting Principles," *The Journal of Accountancy*, March 1973
- OF SPECIAL INTEREST THIS MONTH "New FASB members," *The Journal of Accountancy*, February 1973
- Late development "A joint effort," *The Journal of Accountancy*, June 1973
- news report "Unity is vital for Financial Accounting Standards Board," *The Journal of Accountancy*, May 1973
- Flesher, Rudolph. 1977. *Look It Up*, New York, NY:, Harper & Row
- Grambs, David. 1990. *The Random House Dictionary for Writers and Readers*, New York, NY: Random House Inc.,
- Lusk, Edward J.. 1973. "Cognitive Aspects of Annual Reports: Field Independence / Dependence," *Empirical Research in Accounting: Selected Studies*, Supplement to Volume II of *The Journal of Accounting Research*
- 新井清光＝広瀬義州（1988）『国際財務会計基準』中央経済社
- 新井清光（1966）「一般に認められた企業会計原則の総合調査—AICPA 会計原則研究叢書第7号（1）（2）（3）産業経理，昭和41年10月，11月号，および12月号。」
- （1971）「APBの新会計原則について」企業会計 Vol.23, No.6, 1971年6月号
- 飯野利夫（1970）「会計原則審議会の教訓—会計原則をめぐる諸問題—」会計ジャーナル1970年11月号
- 伊藤邦雄（2009）『ゼミナール現代会計学』日経新聞社
- 植野郁太（1969）「財務諸表論の一視角」企業会計 Vol.21, No.5, 1969年5月号
- 上野清貴（2006）『公正価値会計の構想』中央経済社
- 江村稔（1971）「APBステイトメント第4号の考察」企業会計 Vol.23, No.6, 1971年6月号
- 江村稔（1972）「会計原則の法制化をめぐる諸問題」企業会計 Vol.24, No.6, 1972年6月号
- 江村稔（1973）「APBの解体と新機関の発足」会計ジャーナル 1973年3月号
- 遠藤秀樹（2013）「財務報告の一般的目的の目的」（第131回日本会計研究学会中部部会，岐阜経済大学，2013年7月6日）
- 大日方隆（2012）『会計基準研究の原点』中央経済社
- 加古宣士（1971）「会計原則形成のアプローチ」企業会計 Vol.24, No.6, 1971年6月号

- 加古宜士＝大塚宗春（監訳）原著者 R. G. シュレーダー他『財務会計の理論と応用』中央経済社
加藤盛弘（1994）『一般に認められた会計原則』森山書店
川口順一（1973）『企業会計原則』同文館
加藤盛弘（2013）『会計学の基本』森山書店
河合信雄（1972）「企業会計原則の理念」企業会計 Vol.24, No.6, 1972年6月号
監査法人トーマツ（2010）『国際財務報告基準（IFRS）詳説』第1巻 雄松堂書店
黒川保美他（2001）『FASB・NPO会計基準』中央経済社
黒澤清（1969）「企業会計原則の完成」企業会計 Vol.21, No.1, 1969年1月号
黒澤清（司会）（1970）「座談会・制度会計の直面する課題」企業会計 Vol.22, No.1, 1970年1月号
黒澤清（1971）「企業内容開示制度について」企業会計 Vol.23, No.1, 1971年1月号
黒澤清（1973）「会計における虚偽と真実」企業会計 Vol.25, No.1, 1973年1月号
黒沼悦郎（2004）『アメリカ証券取引法』弘文社
久保田音二郎（1972）「報告の制度会計とその課題」企業会計 Vol.24, No.1, 1972年1月号
桜井久勝（2009）『入門・財務会計』有斐閣
佐藤倫正（訳）原著者 Robert N. Anthony（2002）『アンソニー財務会計—将来の方向—』白桃書房
高橋治彦（訳），原著者 B. Miler, Robert Redding（1989）『THE FASB：財務会計基準審議会—その政治的メカニズム—』同文館
武田隆二（1971）「「一般に公正妥当と認められた会計原則」の意味」会計 第100巻10号, 1971年8月号
津守常弘（1997）『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社
津守常弘（2002）『会計基準形成の原理』同文館
鳥羽至英他（編）（1998）『SEC会計「連続通牒」』1. 中央経済社
中島省吾「アメリカ合衆国の会計制度の特色」企業会計 Vol.24, No.2, 1972年2月号
西山茂（監訳）原著者 Robert N. Anthony（2002）『アンソニー会計学入門』東京経済情報出版
長谷川哲嘉他（訳），原著者 ハリー・I・ウォーク他（2013）『アメリカ会計学—理論，制度，実証—』同文館
濱田弘作（2002）『米国会計発達史』創成社
平松一夫＝広瀬義州（1990）『FASBの諸概念』中央経済社
平松一夫（2006）『財務諸表論』東京経済情報出版
広瀬義州（1990）『FASB財務会計の諸概念』中央経済社
広瀬義州（2012）『財務会計』中央経済社
メディア総合研究所（訳），原著者 ガイP. ランダー（2006）『SOX法とは何か？—米国企業改革法』メディア総合研究所
盛田良久（1987）『アメリカ証取法会計』中央経済社
森藤一男（1972）「基礎理論確立の必要性」企業会計 Vol.24, No.6, 1972年6月号，
山田昭広（2000）『アメリカの会計基準—APB, APB基準書，FASB基準書の解説』第4版，中央経済社
若杉 明（1997）『会計学原理』税務経理協会

IV ホームページ

[http://en.wikipedia.org/wiki/Generally_Accepted_Accounting_Principles_\(United_States\)](http://en.wikipedia.org/wiki/Generally_Accepted_Accounting_Principles_(United_States))
www.ofm.wa.gov/policy/80.20htm

資料

ホィート報告書（SEC）に記載されている general または generally を含む文は次のとおりである（アンダーライン部、筆者注）。いずれも一般ではなく、最高や全般の意味である。（文脈の理解のために短文は前後を加えて3行以上を示した。）

CHAPTER I

The requirement that the issuer's business has of "substantially the same general character since the beginning of the last five fiscal years " would be deleted as would the \$50 million gross sales test. (p.13)

For non-reporting companies, the prospectus is the only reliable source of information generally available following a registered public offering. Therefore, its dissemination should be encouraged. It should be retained and enforced. (p.15)

With respect to issuer-generated publicity, present standards are sound and generally workable. They distinguish the normal flow of corporate news unrelated to an effort to sell securities from the type of publicity aimed at selling the issuer's stock. (p.16)

It should be specified that the gun-jumping doctrine generally applies only to the participants in the particular distribution. Assuming that securities of a reporting company are to be offered, non-participants who are truly independent of the participants should be under no restriction. (p.17)

The best of three, in the Study's view, would be the extent practicable, replace present subjective ones. It is believed that the Commission has authority to adopt such rules, an opinion in which the Commission's General Counsel concurs. (p.19)

The Study reached the conclusion that the general framework of Rule 154 is valid as applied to the securities of reporting companies, at least until the Commission can assess the results of an initial period of experience with improved '34 Act reporting. (p.21)

The Study carefully revised the principal '34 Act reporting forms. Its recommendations for revision of these forms will be found in the appendices to Chapter X. The chart in Appendix X-1 may prove helpful in reviewing the Study's proposals which rest on the following general principles: (p.37)

CHAPTER III

Since such plans are generally offered who have access to information concerning the issuing company information required in the prospectus in limited securities subscription of plan, the issuer's securities and financial and recent significant developments concerning the issuer's recent significant developments concerning the issuers business. (p.72)

A related matter of special concern to state securities administrators is the fact that in the traditional underwritten distribution of securities, investors generally receive no disclosure document until copies of the final prospectus are mailed to them with confirmation of sale. (p.81)

A flow of fund statement generally consists of two sections reflecting, for a given period, source of funds in one section and the so-called cash flow statements used by some

companies, particularly engaged in real estate investment. Such cash flow statements show only funds generated from operations. (p.90)

Lawyers, underwriters and company officials were generally opposed to the analysts' suggestion. Even if projections were not required but only permitted, it was observed that problems of civil liability would be insurmountable unless projections in prospectuses were expressly granted immunity from Sections 11 and 12 of the Act. (p.95)

CHAPTER IV

Other firms send sizeable quantities to their branch offices. It appears to be the general policy among underwriting consulted by the Study to respond, if they can, to the request of a customer for a copy of the preliminary prospectus. (p.113)

CHAPTER V

A sound and generally workable standard has been developed dealing with publicity generated by the issuer of securities in registration; questions which arise concerning its applicability in particular situations should continue to be handled administratively. (p.125)

The usefulness of Securities Act Release No.3844 to illustrate a variety of "gun jumping" problems has not diminished with time. It is generally suggested in that release that projections of earnings, which are not permitted in prospectuses, should not be included in any publicity during the registration period. (p.134)

CHAPTER VI

The Study considered these questions long and seriously. In the areas involved, it was apparent that a substantial lack of specificity was inherent in the workings of the statutory scheme – a degree of generality made mandatory by the almost infinite variety of circumstances encountered in the practical world. Those with whom the Study met generally concurred in this observation. (p.156)

The new rules proposed by the Study for this purpose are found in Appendix VI-1. They are grouped together in a proposed new Article 5 of the General Rules and Regulations under the '33 Act and are designed by number – Rules 161, 162, 163, 164 and 180. (p.182)

CHAPTER II none

CHAPTER VII none

CHAPTER VIII none

CHAPTER IX none

CHAPTER X none

CHAPTER XI none

図表1

FASB設立過程年表

年月日	名称	掲載箇所(The Journal of Accountancy)※1	備考
1967/11	SEC内でホイト・スタディ・グループ開始		
1969/4	ホイト報告書(SEC)発表	Commerce Clearing House刊行	2
1971	AICPAにホイト委員会・トゥルーブラッド委員会発足	Hagerman et al. JOA, March, 1973	3
1972/5	ホイト報告書(AICPA)公表	"OFFICIAL RELEASE," JOA, May, 1972, p.71	4
1972/5	ホイト報告書(AICPA) AICPA理事会で採択	"News Report," JOA, June 1972, p10	5
1972/5	財務会計財団設立	"News Report," JOA, June 1972, p10	5
1972/7/1	FAF 評議員指名	"PROFESSIONAL," JOA, August 1972, p10-12	6
1972/10	FASB議長にマージナル・M・アームストロングを任命	"THIS MONTH," JOA, February, 1972, p.3	7
1973/1/1	FASB 設立	"News Report," JOA, June 1972, p10	7
1973/1	FASB メンバー指名	"THIS MONTH," JOA, February, 1972, p.3	8
1973/3/1	FASB コネチカット州スタムフォードで業務開始	"THIS MONTH," JOA, February, 1972, p.3	
1973/6	APB 解散	"THIS MONTH," JOA, February, 1972, p.3	
1973/6/16	FASB第1回意見募集	"News Release 1000-004," FASB	9

注

1. 1967/11および1969/6を除く
2. アメリカ証券取引委員会著『投資家への情報開示—33年法・34年法の下での連邦管理政策の再評価—』
Francis M. Wheat (委員長), R.M.Philips, Bernard Wexler, Beatrice M.Mattison, R.David Mishel, Kenneth L.Marshall, Richmond H.Rowe, Edmund M. Shevlin. (SEC) は筆者の便宜で追加した。
3. 引用元の論文筆者は Robert L.Hagerman, Thomas F.Keller and Russel J.Petersen
4. AICPA会計原則設定研究会『財務会計基準の設定』(ホイト報告書)
AICPA理事会で指名されたホイト委員会は Francis M. Wheat (委員長), John C.Biegler, Arnold I.Levine, Wallace E.Olson, Thomas C. Pryor, Rucker B. Smith and David Solomos. 他に Michael A. Pinto(幹事)。 (AICPA)は筆者の便宜で追加した。
5. AICPA会長の兼務によるFAF理事長 Walter J. Oliphant 理事会で指名
6. AICPA理事会によるFAF評議員指名 Walter J.Oliphant, Ralph E.Kent (前AICPA会長), John C.Biegler, Ivan Bul. Samuel A.Derieux
John Don Edwards, William H.Franklin, Thomas A.Murphy, Thomas C.Pryor (構成要件 4名CPA, 2名財務担当執行役員, 1名財務アナリスト, 1名会計学教員)。
7. FASB議長Marshall S.Armstrong (AICPA前会長)。
8. FASB メンバー第1陣指名 Donald J.Kirk, John W. Queenan (元AICPA会長), Walter P.Schuetze, Robert T.Sprouse
9. 「FASBより会計規則の再検討に関する解釈、修正または再検討のためのニーズの意見募集」